遠州小夜中山
夜啼之石
孕婦男子音八

敵討之由來

上全

南葵文庫

特別
ル 3
3617
94

年遠州小夜中山夜啼の石原女の男子音八敵討の由来を
人皇九十九代光孝天皇の御宇貞観元年年三月のころ
武蔵国の郡、金ありと称をなんるに遠かに多摩なる
途中より武士二人つれたりとひくく二三歩同行せし彼男腰刀
むれ者潜殺されて夫婦なりしを男を殺のあり
そはまことなるを無惨なりて彼乃子女を無辜の斬殺
遁ふ有りを石やおれ松をそ斬くるの人の妻一歩離石
家屋松とく今ま有子人ホ怪人で見をとるに斬殺されし女乃
相内より有相の男子生せり時あれ殺せ中山の新世音菩薩
不便あれ名乃人の人と孤子のひてを子を出元上観をとりて
書を持入り二三歩のころよりいたをこそ子をもたく成

成おしと名をつけ八とそ名乃る孤子ホ名八天性孝心ふくしと
敵を思母とのを殺人を討人を思ひつ書を天
の下を家と定めそ母を殺せ敵一旦書を敵を討人を思ひつ書を天
ほ命との者の仲ホ助りて給ば一二十八歳乃齢を経こうの
六十有除の大男刀を持ち来て廣今との源の神号をそ
名乃なるこも山の大ホ力を持るとそを殺を同べかのおとこ
仇なくるとさ沢経婦を斬一本をありしを殺る者八
再性仲ホ吹を泡鬼ホ面もなる死亡母を敵成けるこ脱ぶ本
解をそ偏ホ仏神擁護の故と難有く敵かむろく亡母の
事を名をつけ生ぶ敵大ホ地ろく称ホ人を生どものなる
乃死母うあらざるぶ力をぬな死あうを生くむひとりさんどる

遠州小夜中山
無間之鐘
大沢兵庫之事
川井宗仲
全
中

母八年煩ひ、又佛神かけ願ゆとやうなく安の獻と
新のろしと年癖を祈一ぬ番くら廣縁死の形態うこと
より小夜中山子生長新世音菩薩と号なる故ハ
世人歯石の服を初き子ごもの利益成ハ名なく名人こなを
信ハ脳肉の子よ信りなくく安産出生ハ不安二病息災ハ孫
数ハ昌を家くんとの所作ぐべく祈願むなるのなり
よるの死のハよりきて人命ハ不によるの死ハ松のそとこ雨ハ者八
が母きりとうさきく今回せ死の傳ハ松ハ拾ハ名ハ果て
名年ハけり山ハよりあの方の谷川のあを水くかの
者八を出ハ上く見ハ名ハ今者ハ出と名ハ今者ハ出と

[illegible]大沢長庫の由来を別小後中ゆうり山なる山あり高山
[illegible]山の頂上の井戸あり[illegible]
[illegible]の時池[illegible]
あるかこまりしへ[illegible]の亡魂は一切の畜類となる[illegible]
三種の四三昧の[illegible]
種子[illegible]種を植[illegible]
現世の[illegible]
[illegible]井戸（食物を投入[illegible]
[illegible]山の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]大沢長庫の[illegible]
[illegible]
[illegible]

遠州小夜中山
化鳥孝之雛子
上杉三位卿

退治之由來 全

下

[illegible]と俵藤太の[illegible]
[illegible]を井戸の底へ[illegible]
求めどゝろの内[illegible]
[illegible]の[illegible]
無ふ[illegible]
[illegible]神罰の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]宮院の御宮人安年中に毎月夜中に中山の鶴神社の[illegible]
[illegible]と雑子ありしが化鳥住て近里を境の人民[illegible]脳一度中山をこ
見ると云へる事病を医あるひとりに死せるものを[illegible]び
住事の旅人乃[illegible]をさぐりて[illegible]
[illegible]化者退治として
[illegible]上枝三住吉実仁勅命を蒙[illegible]
[illegible]者と[illegible]供一ツ夜の中山へ下向ある中山の四なる[illegible]
[illegible]長者ありしが此所[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

よりて此女と他一乃の人とたるもの[illegible]
[illegible]
[illegible]

あるかの別かくらべ雀子の似て明暗へとぐく
丹なり眼い
ちゝ
ちゝ
ちゝ